

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退職した後に母から国民年金は社会のため、自分の将来のためにと加入を勧められ、A 市役所で加入手続を行った。当時、3 か月ごとに A 市役所の窓口で保険料を納付し、「領収済通知書兼検認票」に検認印を押してもらった記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、3 か月ごとに 1 万 2,510 円の保険料を納付したと主張しているところ、A 市役所では、3 か月単位の納付書を発行したとしており、申立期間の実際の保険料も、3 か月 1 万 2,510 円（定額保険料 3,770 円×3 月＝1 万 1,310 円、付加保険料 400 円×3 月＝1,200 円、1 万 1,310 円＋1,200 円＝1 万 2,510 円）と一致する。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以降に未納は無く、付加保険料や前納期間もあるなど保険料の納付意識は高かったものと認められ、しかも、申立期間前後は、付加保険料を加えた保険料を納付しているのに申立期間が未納となっているのは不自然である上、申立期間は 3 か月間と短期間である。

さらに、申立人は、申立人の姉と国民年金は将来のために保険料を納めようと二人で話しあったとしているところ、申立人の姉の保険料は、ほとんど前納により、平成 15 年 5 月からは付加保険料も加えた額を前納により 65 歳になるまで納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は 30 歳を過ぎたころ、老後の年金が気になり、市役所で国民年金の加入手続を行った時、少しでも多くの年金が欲しいと思い付加保険にも加入した。加入以来国民年金保険料を滞納したことや納めなかったことは無く、申立期間のみ付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金額を少しでも多くしたいと思い、付加保険料を納付したとしているところ、申立人が昭和 51 年 9 月に国民年金加入と同時に付加年金に加入し、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの間、申立期間を除き付加保険料を納付していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付されたこととなっているが、申立人は、国民年金加入以降申立期間を除き現年度納付を行っており、かつ、申立期間前後において申立人の経済状況や生活に大きな変化も見られないことから、申立人が申立期間のみ過年度納付したとは考え難い。

さらに、A 市では定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたとしていることから、付加保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

申立期間については、その前後も含めて主人の保険料と一緒に区の出張所窓口で納付書により納付していたのに、自分の分だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している昭和48年度及び49年度の領収証書により、申立期間の前後における申立人及びその夫の国民年金保険料の納付が同日、同場所であったことが確認できる上、申立期間について、夫は納付済みであることから、申立人のみ未納となっていることは不自然である。

また、申立人は申立期間以外は未納が無く、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年9月まで
② 昭和44年3月
③ 昭和55年3月
④ 昭和56年4月から57年6月まで
⑤ 昭和58年4月から59年3月まで
⑥ 昭和60年2月から61年9月まで

申立期間①及び②について、菓子店を経営し顧問税理士、社会保険労務士の勧めで国民年金に加入し、保険料を納付していた。A市役所と取引があったため、税金その他公的なものはすべてに注意を払い行動していた。

申立期間③について、菓子店を廃業後、厚生年金保険から国民年金へ切替手続をし、国民年金保険料を納付していた。

申立期間④、⑤及び⑥について、昭和56年から63年に働き始めるまで、毎春にA市役所へ行き免除申請手続を行ったにもかかわらず、申立期間について未納となっているはずはない。

よって申立期間についての保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②前後の約8年を通じて住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況や経済状況に大きな変化は認められない上、その間の国民年金保険料は申立期間②を除いて納付済みであることから、当該申立期間②当時の申立人の納付意識は高かったも

のと考えられる。

また、A市では、申立期間②当時、国民年金保険料の収納は3か月ごとに納付書により行っていたとしていることから、申立期間②直前の2か月分（昭和44年1月及び同年2月分）が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間②の1か月分（同年3月分）のみが未納となっているのは不自然である。

- 2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年9月から10月ころに払い出され、かつ、時効となっていない39年10月からの国民年金保険料を41年9月30日以降に過年度納付していることから、この時点で申立期間①の保険料を納付するには、特例納付で納付するか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に特例納付した記憶は無く、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 申立期間③について、申立人は菓子店の廃業に伴い昭和55年3月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続を同年3月中に行う必要がある一方、申立人は同年3月いっぱいまで厚生年金保険の被保険者資格を有していることから、申立期間③の国民年金保険料の納付の必要性を認識していなかったとも考えられる上に、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、その納付状況は不明である。
- 4 申立期間④、⑤及び⑥について、菓子店営業当時から顧問の社会保険労務士等から、国民年金保険料の申請免除制度を聞いて知っていたため、菓子店廃業後に生活が苦しくなった昭和56年春にA市役所で免除申請を行い、その後、毎年度免除を申請したとしているところ、同市の国民年金納付記録及び社会保険庁の記録では、昭和56年度から63年度にかけて4度にわたり保険料の免除がなされていたことが確認できるものの、申立期間において免除がなされたことを示す形跡が見られない上、申立期間④及び⑤については、申立人の妻も同様に未納となっているほか、申立人の免除申請に係る記憶が曖昧であり、保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から49年12月まで

昭和48年に国民年金に再加入して以来、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間以外に未納は無く納付意欲は高かったと考えられる上、申立人は、自動車輸入会社の役員であり申立期間当時は月額10万円程度の収入があったとしており、国民年金保険料納付は経済的に十分可能であった。

2 申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの期間について、申立人は、48年初めころ、A市役所で国民健康保険の加入と同時に国民年金再加入手続をした後、送付されてきた国民年金保険料納付書により1年分くらいまとめて保険料を納付したとしているところ、申立人がこのとき納付したとしている保険料額は実際の当該期間の保険料額とおおむね一致しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

3 申立期間のうち、昭和49年1月から同年12月までの期間について、A市保管の国民年金被保険者名簿では、過年度納付により納付済みとなっている。

過年度納付された時期は昭和52年2月28日と確認でき、当該期間は本来時効により納付できず還付の手続を行うべきところ、これが還

付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、時効であることを理由として当該期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 4 申立期間のうち、昭和 47 年 12 月については、社会保険庁が平成 11 年 1 月に厚生年金保険加入期間から国民年金強制加入期間へと記録訂正したものであり、申立期間当時、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年7月まで

申立期間の国民年金保険料は、在住していたA区B町及びC町（現在はD市）E地で、いずれも町会役員が毎月、集金に来る都度、100円を納付していた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ころ、A区B町の町会役員が来宅した折、国民年金への加入手続を行い、毎月100円ずつ集金人に納付したとしており、その後、申立期間中の36年7月にC町D地に転居した後も、毎月、町会役員が集金に来る都度、同様に100円ずつ納付し、その際、印紙を国民年金手帳に貼っていったと具体的に主張しているところ、当時、A区及びB町では、町会役員が集金人による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認でき、申立期間の保険料は月額100円であったことから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間直後でF市へ転居した後の昭和38年8月から40年3月までの期間については、経済的事情から保険料を未納にしたと明確に記憶しており、それ以降は任意の未加入期間を除き、保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は比較的高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められ、また、47年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和52年4月から53年12月まで

申立期間①については、妻と一緒にA市役所で国民年金保険料の免除申請の手続きをし、その後昭和47年1月から同年3月までの3か月分は追納したはずであり、一緒に手続きした妻の期間は申請免除と追納した記録になっている。

申立期間②については、A市役所で妻と共に保険料納付したはずであり、妻は同期間の納付記録が平成20年1月に確認された。

申立期間③については、妻と同時にB市で免除申請の手続きをしていたはずである。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及びその妻は、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を未納とした際、A市役所で経済的に保険料納付が困難なときは免除申請をするよう勧められ、夫婦で申立期間①の保険料の免除申請の手続きをし、47年1月から同年3月までの保険料は後日、追納したとしているところ、社会保険庁の記録によれば、申立人の妻は46年4月から同年12月までは申請免除され、47年1月

から同年3月までは保険料を追納済みと記録されていることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

- 2 申立期間②について、申立人及びその妻はA市役所で保険料を納付したとしているところ、申立人の妻は、A市の被保険者名簿に当該期間の納付記録があったことから平成20年1月に納付が確認されており、申立人のC市（現在はD市）の被保険者名簿には、申立期間②について「不足分1,050円納付」の記載があり、元の保険料を納付せずに不足分のみ納付することは不自然であることから、保険料は納付されていたものと考えられる。
- 3 申立期間③について、申立人は、夫婦で営んでいた運送業の、経営難から借入金の返済に窮し、妻子に被害が及ばぬよう妻と協議離婚していた期間中であり、住所は妻子と離れてC市にあったが、手続した妻はC市で免除申請手続を行っていないとしており、同手続は住民票の住所地で行う必要があることから、当該期間の申請免除がなされたとは考え難い。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められ、47年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年4月から40年3月まで

会社に勤務していたが、厚生年金保険の適用がなかったため、昭和35年10月ころ、妻と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料は自治会で集金に来ていたので、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和35年10月ころ、妻と一緒に国民年金に加入し、自治会の集金により、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は35年12月ころ払い出されており、A市では、遅くとも39年には自治会ごとに市から委嘱された年金委員が国民年金保険料を集金していたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和38年4月1日に国民年金の資格を喪失し、申立期間②は未加入期間になっているが、本来は強制加入被保険者となる期間であること、A市の国民年金被保険者名簿では、38年4月から40年3月までの期間はいったん納付済みとされ、その後未納に訂正された形跡がみられることから、行政側の記録管理に不備があった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間②以降の国民年金加入期間については、保険料をすべて納付している。

2 申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、当時の保険料額、納付方法等を具体的に記憶しておらず、納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から平成3年5月まで
② 平成3年9月

昭和63年2月に交通事故に遭い、平成3年9月まで入院した。退院後、A市役所で入院中納付できなかった国民年金保険料について相談したところ、さかのぼって納付できるとのことであったので、2種類の納付書を作成してもらい、保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、交通事故で入院したことにより納付できなかった国民年金保険料について、転居後のA市役所で相談したところ、さかのぼって納付できるとのことから、2種類の納付書を作成してもらい、保険料を納付したとするところ、A市の国民年金被保険者名簿では、申立人は平成5年6月にA市に転入したことが記録されており、このときに過年度納付書が発行されたことが推認でき、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、社会保険庁の記録では、申立期間②直前の平成3年6月から同年8月までは過年度納付していることが確認できることから、A市に転入した時点で過年度納付が可能な申立期間②が未納であるのは不自然である。

さらに、申立期間②は1か月と短期間である。

2 一方、申立期間①については、申立人がA市に転入した平成5年6

月の時点では、時効で過年度納付することができず、また、特例納付実施期間でないことから、この期間の国民年金保険料を納付することはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
老後のことを考え、昭和 51 年に国民年金に任意加入した。加入後は、3 か月ごとに納付書を持ってA市役所B出張所で国民年金保険料を納めていた。保険料は、必ず定期的に納付しており、督促状等の書類が送られてきたことも一切なく、申立期間が未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年に国民年金に任意加入し、A市役所B出張所で国民年金保険料を定期的に納付していたとすると、社会保険庁の記録では、申立人は、51年6月に国民年金に任意加入して以降、申立期間以外の保険料はすべて納付済みであり、申立期間の前後の期間は付加保険料も納付していること、申立人が所持している昭和51年度、59年度及び60年度の領収証書をみると、申立人は、納付期限内に定期的に納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとするA市役所B出張所は、申立期間当時、国民年金保険料の収納を行っていたことが確認できることから申立内容に不自然さはみられない上、申立人の夫は、申立期間当時は同じ会社に継続して勤務し、申立期間前後の報酬も安定していたことから、保険料を納付する資力に欠けることはなかったと考えられる。

さらに、申立期間は12か月で短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1930

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

A市B区に居住していた昭和50年11月に国民年金に任意加入し、その後、数回転居したが国民年金保険料を1回の遅れもなく納付していた。このため、C市に居住していた昭和55年度分の保険料が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していた昭和50年11月に国民年金に任意加入し、その後、国民年金保険料を続けて納付したとすところ、申立人は、50年11月25日に国民年金に任意加入し、申立期間を除き保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人がC市から転居したD市の被保険者名簿では、申立期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 50 年 4 月まで
② 昭和 50 年 5 月から 59 年 12 月まで
(付加保険料のみ)
③ 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
(国民年金保険料及び付加保険料)
④ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
(付加保険料のみ)

申立期間①については、長女が中学生であった昭和 48 年 4 月に、長女の同級生の母親から国民年金の加入を勧められ、AのB市C出張所に自転車で行き、国民年金に加入するとともに、国民年金保険料も納付した。また、50 年 5 月に付加年金に加入し、付加保険料も納付していたので、申立期間③の付加保険料を含む国民年金保険料が未納で、申立期間②及び④の付加保険料の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、国民年金に任意加入後、国民年金保険料をすべて納付したとするところ、社会保険庁の記録では、申立人は、国民年金加入期間中、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間③は 3 か月と短期間であり、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付できなかった特別な事情はみられない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 48 年 4 月に国民年金に任意加

入し、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳には、50年5月2日に国民年金に任意加入したことが記載されており、社会保険庁の記録でも、申立人は同日に国民年金被保険者資格を取得していることから、国民年金の加入時期は記憶と相違する。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情もみられない。

- 3 申立期間②、③及び④について、申立人は、昭和50年5月に付加年金に加入したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳には、平成3年3月28日に付加年金に加入したことが記載されており、社会保険庁の記録でも、申立人は同日に付加年金の加入資格を取得していることから、付加年金の加入時期は記憶と相違する。

また、申立人が申立期間②、③及び④の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情もみられない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB本社における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から同年10月1日まで

申立期間の厚生年金保険の加入記録の欠落は、株式会社AのB本社から同社C支店への転勤によるものである。申立期間中も同社に勤務していたので、この期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB本社からの回答、雇用保険の記録、及び申立人提出の給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の昭和46年8月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社AのB本社では事実を確認できる資料は保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

C株式会社（現在は、株式会社D）に昭和 34 年 4 月 16 日に入社し、在任期間中 2 度A株式会社へ出向したが、61 年 5 月 15 日に退社するまで継続して勤務していた。申立期間はA株式会社からC株式会社に戻った期間なので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社の辞令、申立人から提出のあった退職金一時計算書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間に係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 54 年 10 月 1 日にA株式会社からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 8 月の社会保険事務所の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 54 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から同年3月1日まで
A会社に勤務していたが、B支社から本社に勤務した際の1か月が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、給与支給明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A会社に継続して勤務し（昭和42年3月1日に同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年1月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に廃業しており事業主と連絡が取れず確認できないこと、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和42年3月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年3月21日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年4月1日まで

昭和24年にA株式会社に入社以来、6か所転勤し平成5年に退職した。C営業所からD工場に異動する際、厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白が生じた。継続して当該会社に勤務し、厚生年金保険料を支払っていたので被保険者期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった在職証明書、E年金基金の加入員資格得喪回答書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年3月21日にA株式会社C営業所から同社B事業所に異動し、同年4月1日に同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年2月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の取得及び喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年

3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 11 日から 35 年 2 月 11 日まで
② 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 9 月 16 日まで
③ 昭和 35 年 9 月 16 日から 39 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所で確認したところ、A組合、B所及びC会の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていた。

C会を退職する際に脱退手当金についての説明があったが、制度に詳しい元同僚の助言があり、脱退手当金を請求しなかったことを記憶している。自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年4か月後の昭和41年2月24日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年12月14日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間当時、A組合の総務課に勤務していた元同僚は、申立てどおり、申立人がC会を退職する際に申立人に脱退手当金を受給しないように助言したと証言している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の昭和27年5月及び29年5月から7月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(現在は、B。)C支部における資格取得日を昭和27年5月1日に、Aにおける資格取得日を29年5月1日に訂正し、標準報酬月額を27年5月は8,000円、29年5月から同年7月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和29年5月1日から同年8月2日まで

申立期間①については、AからC支部に転勤、申立期間②については、C支部から本社に転勤した際の期間が欠落している。継続して勤務していたのでこの期間を被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した従業員履歴カード、雇用証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、Aに継続して勤務し(昭和27年5月1日に同社C支部に異動、29年5月1日に同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAのC支部における昭和27年6月の社会保険事務所の記録から8,000円に、昭和29年8月の社会保険事務所の記録から昭和29年5月から同年7月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所(現在は、C株式会社D事業所。)における資格喪失日に係る記録を昭和25年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から同年6月1日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社で昭和25年5月1日に資格喪失となっているが、退職日は25年5月31日であるので、この期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職証明書、解雇通知及び事業主の供述から判断すると、申立人はA株式会社を昭和25年5月31日に退職し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所における昭和25年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうか不明としているが、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を昭和25年5月31日として届け出たとしていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（合併後、株式会社B。現在は、株式会社C。）のD支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和21年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年9月1日から同年10月1日まで
昭和40年3月16日から46年12月31日まで継続して株式会社Aに勤務していた。証明するものとして、株式会社C発行の職歴証明書があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業主が提出した職歴証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和40年10月1日に同社D支店から同社E部に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和40年8月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、株式会社Aが被保険者資格の取得、喪失及び保険料納付を行ったかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在はB）のC支店における資格取得日に係る記録を、昭和35年1月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月23日から同年4月1日まで
株式会社AのD支店から同社C支店に転勤しただけなのに、厚生年金保険の記録が抜けている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、退職者リスト、転勤通知書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（昭和35年1月23日に同社D支店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月16日から45年8月27日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が44年9月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年8月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る有限会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については昭和44年9月から45年5月までは2万8,000円、同年6月から同年7月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から45年10月1日まで
厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、被保険者期間は確認できないと回答されたが、私は、叔母の紹介で有限会社Aに就職し、厚生年金保険に加入していたと思うので申立期間を被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚の供述により、期間は特定できないものの、有限会社Aに勤務していたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に、生年月日が異なる申立人「B」と1字違いの「C」の記録が発見され、当該記録は、44年9月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年8月27日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、「C」で氏名検索を行ったところ、同名簿に記載された者以外の該当者は無く、同名簿に記録されている姓の被保険者の調査においてもCに該当する者は、存在しなかった。

加えて、上記記録は基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録である。

これらを総合的に判断すると、上記生年月日の異なる申立人と名1字違いの記録は申立人の記録と認められることから、申立人が有限会社Aに、昭和44年9月16日から45年8月27日まで勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、標準報酬月額については未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和44年9月から45年5月までは2万8,000円、同年6月から同年7月までは3万3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和44年5月1日から同年9月16日までの期間及び45年8月27日から同年10月1日までの期間については、勤務実態及び厚生年金保険の適用について、事業主及び同僚に照会したが関連資料及び供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年1月から同年8月までについて、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月20日から同年9月1日まで
② 平成16年1月5日から同年9月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A株式会社の平成15年1月から同年8月までの標準報酬月額が実際に支払われた給与より低い額となっている。同社の給与支払明細書があるので支払額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、株式会社Bの平成16年1月から同年8月までの標準報酬月額が実際に控除された保険料より低い額となっている。同社の給与支払明細書があるので保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①について、申立人から提出された給与支払明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額の変動については、事業主が入社時労働賃金を基本給と手当を含め 32 万円と決定し、資格取得時報酬もその額で届け出ており、その後、手当等を追加し、給与支払総額が増加したことが認められるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が保険料控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間②における標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、標準報酬月額を 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 30 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、事業主が 30 万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉国民年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない、

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年1月まで

私は、サラリーマンの妻も国民年金に加入できると聞いたので、友人と二人でA町役場に行って国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、役場の小遣いさんが納付書を個別に配っていたので、その納付書を持ってA町役場で保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、昭和38年3月ころ、申立人の友人と一緒に加入手続に行ったと主張しているが、友人は、友人の国民年金手帳記号番号が払い出された39年4月28日に昭和38年度の国民年金保険料を現年度納付し、45年1月16日に36年4月から38年3月までの保険料を過年度納付していることから、友人の加入手続は39年4月ころに行ったと推認できる上、申立人の手帳記号番号は、友人の同番号より約2万6,000番後の番号の払出しとなっていることから、申立人が38年3月ころに国民年金の加入手続を行ったとは考えられない。

また、申立期間の国民年金保険料について、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年1月11日時点では、任意加入のため過年度納付及び特例納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から8年12月まで

私は、A市役所から60歳の時点で国民年金の加入月数が258月なので、300月になるまで保険料を納めると満額の年金がもらえると言われ、60歳以後も保険料を納付してきた。年金特別便で60歳以降に空白期間があり64歳になってから納付したことになっている。私は、友人と年金の情報交換をして一緒に65歳まで保険料を納付することのやりとりをした記憶がある。友人の保険料が納付済みなのに自分の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で60歳以降の国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、任意加入した日を記憶しておらず、A市の被保険者名簿では、平成9年1月23日が資格取得日となっており、当該日が手続を行った日と推認でき、当該時点では、申立人は任意加入のため、制度上申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 37 年 10 月までの期間及び 39 年 8 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 37 年 10 月まで
② 昭和 39 年 8 月から 41 年 3 月まで

国民年金保険料は、町内会の組長が集金に来て母親が納付していた。当時の国民年金手帳は平成 18 年の春ごろまで持っていたが分厚くて表紙もぼろぼろだったので私が破棄した。2 冊目からの手帳は持っていてその手帳には「再交付」と押印されているから、これがもう一冊の手帳は存在していたという証拠となる。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人提出の「再交付」と押印された国民年金手帳の記号番号は上記の国民年金手帳記号番号と同じであり、同手帳の記号番号払出日より後の昭和 41 年 6 月 2 日発行と記載されていることから、上記の国民年金手帳が再発行されたものと推認される。

また、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び保険料の納付は申立人の母親が行っており、申立人は関与しておらず、保険料額も覚えていないとしており、その母親は既に他界していることか

ら証言を得ることもできない。

このほか、申立人の当時の住所地であるA町（現在は、B市）の被保険者名簿では、申立期間①及び②の保険料は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月

年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料について、還付済みとのことであったが、還付金を受領した記憶が無いので、国民年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時専業主婦であり、昭和 58 年に夫の海外転勤に伴い国民年金の任意資格喪失手続をしたとしているところ、社会保険庁の記録では、昭和 58 年 3 月 11 日付で任意資格喪失をしており、申立人が保持している国民年金手帳にも同様の記載があるため、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、社会保険庁の還付整理簿には、申立期間である還付対象期間、還付金額等が記載されており、還付金額も当時の保険料額と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 59 年 8 月から 60 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 60 年 5 月まで

申立期間①については、当時、3 か月に 1 度くらいの割合で集金人が来た際、3 か月分の国民年金保険料 300 円を納付していた。

また、申立期間②については、会社勤めを始めたが、パート勤務のため厚生年金保険に加入できず、国民年金の任意加入手続を行い、納付書により郵便局で国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、3 か月に 1 度くらいの割合で来宅する集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和 41 年 5 月ころであり、その時点以降では、過年度納付及び特例納付によりさかのぼって納付する必要があるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、パート勤務のため会社の厚生年金保険に加入できず、国民年金への任意加入手続を行い、納付書により郵便局で納付したとしているが、社会保険庁の記録及び申立人が保持する国民年金手帳によれば、申立期間②の直前の昭和 59 年 7 月 8 日に強制加

入被保険者資格を喪失しており、その後、申立人が任意加入した形跡がみられないことから、当該期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

平成 12 年に年金受領額を聞きに A 社会保険事務所に行き、申立期間が厚生年金保険と重複納付していることを知った。還付手続をするよう説明を受けたが手続をせず、平成 20 年に年金特別便がきて思い出し、社会保険事務所に照会したところ、昭和 60 年 8 月 16 日に還付手続が終了していると回答があったが、還付請求手続をした記憶や、還付金を受領した記憶は無く、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自宅近くの会社に勤務し、厚生年金保険に加入していた一方、国民年金の被保険者資格を有し、昭和 60 年 5 月 2 日に申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を保管しており、申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できるため、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、申立人が当時在住していた B 町の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料が還付された記録があり、社会保険庁の記録にある還付金額も当時の保険料額と一致しており、行政側の記録に不合理な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を未納としたときに、A 市役所で今後は申請免除の手続をするよう勧められ、その後は保険料の納付が無理なときは申請免除の手続をしてきたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で営んでいた運送業が業績不振だった昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を未納としたが、A 市役所の窓口で今後は保険料の納付が困難な時は申請免除の手続をするよう勧められ、申立期間①及び②の保険料免除の申請をしたとしているところ、夫は 55 年 3 月から平成 12 年 4 月まで会社員となり厚生年金保険に加入していたため、申立人の申立期間①及び②は任意加入期間となっており、制度上、申請免除をすることは不可能な期間となる。

また、申立期間①及び②の保険料が申請免除となったことを示す関連資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から52年3月まで

昭和44年5月16日、A町役場（現在はB市役所）に婚姻届を提出に行った際、勧められて夫婦そろって国民年金に加入した。その後、すぐ納付書が送られてきて、それ以来、保険料を納付し続けてきた。結婚と同じ時期に加入し、夫婦の保険料を一緒に納付してきたので、申立期間の保険料が夫婦共に未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月に婚姻届の提出に行った際、夫婦同時に国民年金に加入し、すぐ送付されてきた納付書により、夫婦の国民年金保険料を納付し始め、以来、申立期間を含め納付書により保険料を納付したとしているが、B市では、納付書方式による保険料収納を開始したのは48年4月であったことが確認できることから、申立内容とは相違している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月5日に連番で払い出されており、申立期間は時効により納付できない期間及び過年度納付によりさかのぼって納付する期間となるが、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に係る記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、その納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から52年3月まで

昭和44年5月16日、A町役場（現在はB市役所）に婚姻届を提出に行った際、勧められて夫婦そろって国民年金に加入した。その後、すぐ納付書が送られてきて、それ以来、保険料を納付し続けてきた。結婚と同じ時期に加入し、夫婦の保険料を一緒に納付してきたので、申立期間の保険料が夫婦共に未納とされているのは納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月に婚姻届の提出に行った際、夫婦同時に国民年金に加入し、すぐ送付されてきた納付書により、夫婦の国民年金保険料を納付し始め、以来、申立期間を含め納付書により保険料を納付したとしているが、B市では、納付書方式による保険料収納を開始したのは48年4月であったことが確認できることから、申立内容とは相違している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月5日に連番で払い出されており、申立期間は時効により納付できない期間及び過年度納付によりさかのぼって納付する期間となるが、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に係る記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、その納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から47年3月まで

申立期間当時は大学生であり、父親は飲食店を経営していた。2歳年上の姉に聞いたところ、父親が姉の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付しており、結婚するときに国民年金手帳を渡されたということだ。両親は既に他界し、当時の資料も無いが、私も姉のように国民年金に加入し、保険料を納付してもらっていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、2歳年上の姉と同様に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付したと主張しているが、父親は既に他界し、姉の記憶も曖昧であり、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中に居住していたA区で払い出された形跡は見当たらない上、申立人はその父親から国民年金手帳を渡された記憶も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 44 年 4 月までの期間及び 52 年 2 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から 44 年 4 月まで
② 昭和 52 年 2 月から同年 7 月まで

申立期間①については、実家にいた時に、母親が国民年金の加入手続を行い、自分を含めた家族の国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間②については、結婚のため会社を退職した際、実家の母親の勧めで国民年金に加入し、保険料を A 郵便局窓口で納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持している国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 10 月 7 日に払い出されており、払出日からすると、申立期間は時効により納付できず、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界しており、国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明である上、保険料を一緒に納付したとする申立人の家族にも未納期間がみられる。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 52 年 1 月に結婚した後に国民年金に加入したとしているが、加入した時期、納付した国民年金保険料額等についての具体的な記憶は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、B 市の国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和 52 年 8 月 27

日に国民年金に任意加入し、52年9月26日に52年8月分からの国民年金保険料を納付したことが確認でき、申立人は任意加入者であるため、この加入時期からすると、制度上申立期間②の保険料を納付することはできない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 20 日から同年 8 月 31 日まで
厚生年金手帳に、申立事業所の事務担当者に記載してもらった申立期間に係る事業所名（株式会社A）と被保険者期間の記載があるので、同期間の被保険者記録を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の厚生年金手帳の申立事業所名等の記載及び申立事業所での仕事に関する説明から、申立人が株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録から「株式会社A」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、元代表取締役及び取締役の役員2名は、株式会社Aは厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨供述しており、社会保険庁の記録により、同役員2名及び他の取締役1名を含む元役員3名の申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、株式会社Aは既に解散しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 29 日から 58 年 1 月 1 日まで
A 会社 B 支社 C 支部に昭和 41 年から 57 年 12 月 31 日まで勤務したが、資格喪失日が同年 12 月 29 日となっている。

同社は月給制であるため退職日は月末、資格喪失日は翌日の昭和 58 年 1 月 1 日であるはずである。57 年 12 月分の給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、社会保険庁のオンライン記録と同じ昭和 57 年 12 月 29 日に被保険者資格を喪失しており、同社においても、申立人の退職日は同年 12 月 28 日であると供述している。

また、社会保険事務所が保管する A 会社に係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の資格喪失日は昭和 57 年 12 月 29 日であることが確認できる。

さらに、事業主による申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 35 年 3 月に中学校を卒業後、同年 4 月に株式会社A（現在は、株式会社B）に就職し、38 年 4 月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の資格取得日が 36 年 4 月 1 日となっており、同社に勤務した期間のうち、最初の 1 年間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bに対し、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認したところ、同社では申立期間について勤務実態を確認できる人事記録等の資料及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は保管していないとしており、これらの事実を確認できる供述も得ることはできなかった。

また、申立人とほぼ同時期に株式会社Aに在職した5名は、中学校卒業直後に同社に就職したとしているが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の資格取得日は、入社したとする日から、2か月から6か月後であることが確認できる。

さらに、上記5名に対して、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について照会したが、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から同年 8 月 28 日まで
昭和 53 年 3 月からの 6 か月間、株式会社 A に勤務し厚生年金保険料を控除されていたと思うが、社会保険事務所で確認したところ、年金の記録がなかったため、当該期間につき厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の取引先の元従業員の供述により、申立人が申立期間当時、株式会社 A に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主及び同僚に照会したが、これらの事実及び供述を得ることができなかった。

また、申立人は、申立期間のすべてにおいて、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録についても確認することができない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 10 日から 36 年 12 月 31 日まで
昭和 34 年 5 月 10 日から 36 年 12 月 31 日までの間、A市所在の有限会社Bに見習いコックとして勤務していた。この間、厚生年金保険料を給料から引かれていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A市にあった有限会社Bに勤務していたとしている。

しかしながら、社会保険庁の記録から「有限会社B」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、有限会社Bが所在したとするA市を管轄する法務局の商業登記にも当該事業所の記録は確認できない上、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、調査を行うことができず、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間の昭和 36 年 10 月に国民年金の加入手続を行っていることが、社会保険庁の記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 11 日から 36 年 6 月 1 日まで
② 昭和 42 年 2 月 22 日から 43 年 8 月 22 日まで

申立期間①のA株式会社は、ラジオの組立て、調整を行っていた会社で、新聞で募集があり経験者として入社した。最初は、B区C地に工場があったが、手狭になりD区E地に移転した。当該期間は厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間②のF有限会社については、G株式会社H工場の下請けをしていた会社で、トランシーバ組立を始めるために、技術指導の工場次長として知人の紹介で入社した。

同社の代表者は、I氏、工場長は、J氏で、工場の建物はJ氏の父の屋敷内にあった。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の提出したA株式会社発行の社員証により、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A株式会社は、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A株式会社の所在地を管轄する法務局には同社の登記簿謄本が存在せず、同じく所在地の区役所においても資料が無いことから、会社としての実態を確認することができなかった。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び

周辺事情も無い。

申立期間②については、元役員及び元同僚の供述並びに申立期間とほぼ一致する雇用保険の記録により、申立人は、申立期間にF（その後のK株式会社）に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁の記録では、K株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社を退職した後の昭和44年3月1日であり、申立期間②中は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、元役員及び元同僚も、同社は申立期間②において厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

また、K株式会社は、昭和54年5月21日に全喪しており、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から36年3月3日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社の資格取得が昭和36年3月3日となっているが、実際には、27年4月から厚生年金保険の資格を取得している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、登記簿謄本及び同僚の証言から、申立期間は監査役としてA株式会社に在籍していたことは推認されるが、複数の同僚が、申立期間において、申立人は非常勤であったため厚生年金保険の資格は取得しておらず、入社して資格を取得したのは昭和36年3月であったと証言している。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について元事業主に照会したところ、「詳細は不明であるが、申立人が常勤となったのは、B国から帰国をした昭和36年3月からで、この時期から給与を支払ったのではないか。既に事業を廃止していることから、申立内容を確認できる関連資料は見当たらない。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の兄3名は昭和27年4月1日に資格取得しているものの、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 10 月 27 日まで
② 昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 3 月 25 日まで
③ 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 30 日まで

申立期間①は、A株式会社に勤務していた時期で厚生年金保険の記録が無い。同僚にはB、Cがいた。申立期間②は、D株式会社に勤務していた時期で、ここでの厚生年金保険の記録も無い。どちらも「E」という名称であるが別会社で、A株式会社では正社員としてFからの注文で電気釜を作り研磨工をしていた。D株式会社はメッキ工場では正社員として研磨工をしていた。同僚にはGがいた。申立期間③は、H株式会社に勤務していた時期で、同じく厚生年金保険の記録が無い。Hでは、昼夜2交代制で、同僚にはIさんがいたが、昨年死亡した。いずれの会社でも厚生年金保険料は給料から天引きされていた。この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主は、申立人の勤務に関する書類は一切無く勤務を確認できないと回答しているほか、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無いことが確認できる。

また、申立人が同僚としているB氏及びC氏も確認できず、その証言を得ることもできなかつた上、厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同時期に勤務していた同僚を調査するも、連絡先が判明せず証言を得ることができなかつた。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も無い。

申立期間②について、申立人が申立期間当時勤務していたとするD株式会社は社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿より、元役員等に照会するも宛先人不明及び住所不明などで、これらの者から申立人の勤務に関する証言は得られなかった。

さらに申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も無い。

申立期間③について、申立人が申立期間当時勤務していたとするH株式会社は社会保険事務所の記録によると厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人が当該事業所で唯一親しくしていたとする同僚も昨年死亡していることから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から 58 年 3 月まで

昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで A 株式会社、48 年 4 月から 53 年 3 月まで B 株式会社(現在は、C 株式会社)、53 年 4 月から 58 年 3 月まで 有限会社 D にそれぞれ勤務しており保険料も徴収されていた。しかし、いずれも社会保険の加入がされていないので、この期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 株式会社勤務していたとしている。

しかしながら、社会保険庁の記録により、当該事業所は、昭和 58 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、事業主に申立人の申立期間①における、厚生年金保険の加入について確認したところ「従業員は社会保険には加入せず、国民年金に加入していたはずである。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、B 株式会社勤務していたとしている。

しかしながら、社会保険庁の記録により、当該事業所は、平成 10 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、事業主に申立人の申立期間②における、厚生年金保険の加入に

ついて確認したところ「従業員は社会保険には加入せず、国民年金に加入していたはずである。」と供述している。

申立期間③について、申立人は、有限会社Dに勤務していたとしている。

しかしながら、社会保険庁の記録により、当該事業所は、平成10年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、すべての申立期間については、雇用保険の被保険者記録が無い上、各事業主に照会したが、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の記録は保管されておらず、申立期間に係る同僚も申立人が氏名を記憶していないことから勤務実態等について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 26 日から 43 年 1 月 3 日まで
A社に勤務していた期間のうち、昭和 42 年 8 月 26 日から 43 年 1 月 3 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。同社には継続して勤務しており、勤務時間や勤務地が変わったこともないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険の被保険者原票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和 41 年 10 月 8 日に取得し、42 年 8 月 26 日に喪失、その後、43 年 1 月 3 日に再取得していること、申立期間において申立人の名前が無く、健康保険の整理番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できることから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

また、A社の健康保険被保険者証が昭和 42 年 9 月 2 日に返納の処理がされていること、43 年 1 月 3 日の再取得には新規の厚生年金番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も亡くなっており、商業登記上からも役員の氏名等が確認できないため、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたこと及び勤務実態について確認することができない。

加えて、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、関連資料及び供述を得ることができない上、申立人が記憶していた同僚についても所在が不明なため調査を行うことができ

ない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで
ねんきん特別便が送られてきたので、社会保険事務所に行き、有限会社Aの期間を調べてもらったが、一時金としてもらったことになっていた。長い間積んだ厚生年金が、私の知らない間に水の泡になってしまったのは納得できないため、調査して年金がもらえるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する第4種被保険者資格取得申出書によると、申立人は、申立期間後の昭和 50 年 4 月から勤務した株式会社Bを退職した後の 62 年 8 月 7 日に申出を行い、同年 7 月 21 日から第4種被保険者の資格を取得していることが確認できるが、この時点において、申立人の同社での厚生年金保険被保険者期間が 147 月（12 年 3 月）であることを踏まえると、申立人は、厚生年金の受給要件である 35 歳以降 15 年以上の被保険者期間を満たそうとする意思を有していたものと考えられる。

しかしながら、仮に、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していなければ、株式会社Bを退職するまでの厚生年金保険被保険者期間は 261 月となり、厚生年金の受給要件である被保険者期間 20 年以上を満たすこととなり、第4種被保険者資格を取得することができなくなることを踏まえると、申立人は、第4種被保険者資格取得申出の時点において申立期間の脱退手当金を受給していたことを認識していたものとするのが自然である。

また、有限会社Aでの申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月

後の昭和 36 年 12 月 28 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 51 年 12 月 1 日まで
昭和 44 年 2 月に親戚の紹介で A 病院に勤務した。その後 B 院に移り、平成 4 年 11 月まで勤務した。しかし、昭和 44 年 2 月から 51 年 11 月まで厚生年金保険に未加入となっている。毎月 25 日に給与が支給され、厚生年金保険の保険料が控除されていた記憶がある。法人は、強制適用であるので申立てどおり記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 院提出の厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により申立人は、昭和 51 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるところ、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿の記載日と一致しており、同名簿には欠番も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は申立期間の大半は事務長職にあらずまた直接社会保険事務には携わっていなかったと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 31 日まで
私は、昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 31 日まで A 病院に勤めており、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の同僚の供述から、申立期間において、A 病院に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 病院は、昭和 45 年 8 月 1 日に解散し、事業主も既に亡くなっていることから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する同病院の厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人が一緒に働いていたとする上司及び同僚 23 人のうち、6 人は厚生年金保険に加入しているものの、残り 17 人は未加入となっていることが確認できる上、同僚は、「一定の従業員には厚生年金に加入させていなかった。」と供述しており、事業主は、申立期間当時ころから、レントゲン技師、栄養士など限られた者のみの厚生年金保険被保険者資格取得届を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間に係る健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録も無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 3 月 21 日まで
申立期間については株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険料の標準報酬月額が当時支払われていた報酬月額に見合うものとなっていない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から受け取った被保険者記録照会回答票によると、株式会社Aに係る申立期間の標準報酬月額が9万8,000円になっているが、当時支払われた給与は平均月額100万円であったので、標準報酬月額は最高額であったと主張しているが、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はない。

また、社会保険事務所の記録では、申立人の兄である株式会社Aの代表取締役の平成5年10月1日から7年3月21日までの標準報酬月額及び申立人の6年10月1日から7年3月21日までの同月額が、同年4月26日に遡^{そきゅう}及訂正されており、かつ、被保険者全員の同年3月21日の資格喪失と事業所の全喪処理も同日にされていることが確認できる。

さらに、申立人の兄は標準報酬月額の訂正について、「当時、社会保険料を滞納しており、管轄社会保険事務所において納付について相談し、自分の標準報酬月額を訂正し精算したと思っていたが、自分と弟は代表取締役だったので共同責任で精算したかもしれない。」と供述している上に、申立人は、当時、代表取締役であることが法務局の商業登記により確認でき、事業主の一人として厚生年金保険の標準報酬月額等の変更に係る当該手続に責任を負うべき立場にあったものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の見直し処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 40 年 11 月まで
② 昭和 62 年 11 月から平成 2 年 9 月まで

申立期間①についてはA株式会社B支店に、申立期間②については株式会社Cに勤務していたが、いずれの厚生年金保険被保険者記録も無い。給与明細書等は残っていないが被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主は、申立人は委任契約に基づきDの販売営業を行っていたとする一方、委任契約者は成績優秀な者以外は厚生年金保険被保険者資格の取得届を行っておらず、事業所が保管している被保険者台帳には申立人の氏名は無く、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していないとしている。

申立期間②について、株式会社Cの元事業主及び同僚は、申立人が同社に勤務していたと供述しているものの、同社は平成3年9月に解散しており、元事業主は会社閉鎖のためすべての資料は残っていないとしていることから、申立人に係る同社における勤務実態や厚生年金保険の適用については不明であるとしている。

また、同僚は、「申立人は印鑑の販売営業だったので完全歩合制の契約社員であり厚生年金保険料は控除されていないだろう。」と供述している。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人が同じく印鑑の販売営業をしていたとする同僚二人の同社での厚生年金保険被保険者記録は無い。

加えて、申立人にはすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資

料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 2 年 10 月から 4 年 8 月までの標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日を調査したところ、取締役であったとしている申立人及び代表取締役の二人の平成 2 年及び 3 年に係る定時決定時の標準報酬月額が 4 年 11 月 4 日に 2 年前に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、従業員については、平成 4 年 10 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格喪失日が上記二人と同様に 1 か月前に遡及して、4 年 11 年 4 日に訂正されているものの、標準報酬月額の訂正は行われていないことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険に係る届出業務等の業務を担当する取締役財務部長であったことから、厚生年金保険の標準報酬月額の変更届や被保険者資格喪失届に、事業所として関与していたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 12 月 28 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が無いことが判明した。申立期間当時は株式会社Aに勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、大工として株式会社Aに勤務していたとしている。

しかしながら、社会保険庁の記録から「A」及び「B」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、株式会社Aの所在地を管轄する法務局の商業登記にも当該事業所の記録は確認できないことから、事業主に調査を行うことができず、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人から提出された給与明細書と称する書類には、申立期間各月の社会保険料控除額が記載されてはいるが、その額は、厚生年金保険料等として妥当ではなく、厚生年金保険料が給与から控除されていたとは確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主と請負契約を結んでおり、正社員ではなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月20日から33年3月2日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社B工場に勤務していた昭和32年6月20日から33年3月2日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落している。
同社には昭和28年5月23日から33年3月1日まで継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社B工場は、社会保険事務所の記録により、昭和32年7月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる上、申立人を含む29人は同年6月20日に、また、30人が適用事業所でなくなる直前の同年7月中に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している。

また、申立人の申立期間に係るA株式会社C工場等の社会保険事務所の記録を確認したが、厚生年金保険被保険者の資格の取得記録も無い。

さらに、A株式会社B工場は、既に廃業しており、元事業主は所在が確認できないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。